

新型コロナウイルス
感染症対策

発行者:日本共産党・京都市会議員団 ☎:222-3728 FAX:211-2130

制度展開、申請期限など ご存知ですか！

(1) PCR検査してほしい

これまでは「帰国者・接触者相談センター」に電話し、センターがPCR検査が必要かどうかを判断していました。そこでかなり検査が絞られる状況がありました。

「検査数が少ない」「検査をしっかりとやるべき」の世論が強まる中で、京都府は、感染の拡大に伴い、濃厚接触職者はもちろん、医師が必要と判断した場合、感染不安のある方が検査を受けられるよう、府医師会の管理で京都府内5カ所（京都市内4カ所、ドライブスルーの検査も1カ所）にPCR検査所を設けることになりました。

また、京都市も、感染者が生まれた病院や福祉施設関係で接触の可能性ある方、医師の判断のもと病状の有無にかかわらず複数回の検査も含め、患者・入居者・スタッフ全員のPCR検査を行う。家庭でも、病状の有無にかかわらず、複数回の検査も含め、同居家族全員、接触の可能性のある親族全員のPCR検査を直ちに行うことになりました。



どんな場合に検査の相談をするか？（新しい相談の目安）

- 「息苦しさ（呼吸困難）」「強いだるさ（倦怠感）」「高熱」などの強い症状のいずれかがある。
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある・・・妊娠中の方、重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患ある方（透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方）はすぐ相談を。
- さらに、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。こうした症状が4日以上続いている場合は相談して下さい。

新型コロナウイルス感染症専用電話窓口

075-222-3421

土日・祝日を含む24時間受付

かかりつけ医・診療所などの医療機関に 電話して相談

かかりつけ医の判断で「医師会検査センター」と相談し「PCR検査所」で検査する流れ

(2) 収入が激減、生活不安・・・生活に対する支援は？

■10万円の給付金(特別定額給付金)の申請、給付は？・・・Q&A

→「特別定額給付金コールセンター」 ☎ 0570-074-428(平日9時～18時)

■緊急小口生活資金貸付・総合支援資金について

○緊急小口生活資金

緊急かつ一時的な生活資金が必要な方（主に休業された方）。学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内。その他10万円以内。据置期間1年以内 償還期限2年以内。無利子。

申し込みは、これまでは区の社会福祉協議会でしたが、今後、社会福祉協議会のホームページから

の書類請求がサポートセンターに架電し必要書類を送ってもらい必要事項を記載し郵送で申請。

緊急小口資金サポートセンター 平日の9時～16時まで

☎075-354-8748、354-8776

○総合支援資金

生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）日常生活の維持が困難。2人以上・月20万以上以内 単身・月15万円以内 償還期間10年以内 無利子 期間は原則3カ月（60万円以内）

*総合支援を受ける場合「自立支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けること」を要件としていましたが、基本的に自立支援事業等による支援を不要とすることになりました。

*2つの資金を段階的に両方受けることは可能です。貸付期間3か月が延長される場合があります。両方で最大140万円借りられることに。アルバイトの収入減でも可能です。償還時に、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。

○総合支援資金および住居確保給付金の相談・申請受付について

社会福祉協議会のホームページからの書類請求が総合相談に電話し、必要書類を送ってもらい必要事項を記載し返送で申請。

総合相談窓口・「ひと・まち交流館1階」☎075-354-8748、354-8776

■住居確保給付金・・・「ひと・まち交流館1階」で受付。電話番号は上記・総合支援資金と同じ。

離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し（要件緩和）、離職者と同程度の状況にある方。支給期間原則3カ月（最大9カ月）。収入要件、資産要件あり。ハローワークに登録して求職申し込みをするとの要件を撤廃（月4回の求職状況報告義務を緩和）。

■学生への生活・学費支援・・・生活福祉資金の貸し付けは、学生などのアルバイトの収入減でも

利用可能です。また、住居確保給付金についても自宅外で親から支援を受けずアルバイトなどで生活している学生は対象になる場合があります。各大学でも、生活支援、学費免除や延納などが始まっているので大学の窓口にお問い合わせを。

アルバイトがなくなった学生も休業手当の対象。休業手当を支払う事業主に支払う雇用調整助成金は、コロナ特例で雇用保険未加入の学生も対象に。学生にも支払われるようにすること重要。

コロナの影響で家計が急変した学生も、低所得者層を対象にした授業料減免と給付型奨学金をセットで行う大学等修学支援制度の対象になる。前年の世帯年収が要件ですが減収前後それぞれ1か月分の給与証明などで家計の急変を証明すれば受けることができる。

国の学生への支援・・・学生の生計維持者（保護者）が非課税世帯20万円、生活困窮学生に10万円（アルバイトがなくなり生活困難になった場合も含まれます）自宅生でも家から学費の支援を受けていない場合対象になります。申請は大学の窓口へ。LINEでの申請は大学にお問い合わせを。

募集期間：第一次締め切りは6月19日。さらに7月末から第二次の募集が予定されています。

しかし、学生総数370万人に対して対象が43万人分しかなく、要件も厳しい。改善が必要。

奨学金の給付・貸与や減額や返済猶予については日本学生支援機構へ

給付・貸与奨学金（☎ 0570-666-301） 奨学金の減額返還猶予（☎ 0570-666-301）

■学校休校による休業補償 学校休業助成金・支援金相談コールセンター（0120-60-3999）

○労働者に休暇を取得させた事業者向け

新型コロナウイルス感染症対応として小学校等が臨時休校した場合、その子の保護者の休職に伴う所得補償（正規・非正規問わず）。休暇中に支払った賃金相当額（10/10 上限15000円）。有給の休暇を取得させた事業主が申請する。

補償の対象期間は2月27日から9月30日まで延長。補償対象は小学校、特別支援学校、放課後学童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園。

○委託を受けて個人で仕事する方（フリーランス、個人事業者など）

要件・・・個人で就業予定であった場合。あるいは、業務委託に対して報酬が支払われている場合。休暇中に支払った賃金相当額（上限7500円）。補償期間は、2月27日～9月30日。

■傷病手当・・・コロナウイルス感染のため働けないケースに適用（被用者）。

新型コロナウイルス感染で陽性結果を受け、入院発熱などの症状があり会社を休んでいる（4日以上休んでいる）方へ支給。支給期間：支給を始めた日から最長1年6カ月。支給内容：直近12カ月の標準報酬月額の前月の平均額の30分の1×2/3×日数 **☎075-231-5961**

■生活保護

日本共産党・田村議員の質問に、安倍首相は「文化的生活を送る権利がある。（生活保護を）ためらわずに申請していただきたい」と答弁。積極的に活用しましょう。福祉事務所へ相談を。

■児童手当受給者への支援

これまでは、児童手当受給者に対象児童一人当たり1万円支給。令和2年4月分（3月分含む）の児童手当受給者。申請は不要。

第2次補正で児童手当受給世帯には5万円、さらに新型コロナの影響で減収していれば5万円加算。第2子以降は3万円加算。さらに児童扶養手当の所得制限を上回る収入があるひとり親世帯で収入が児童扶養手当対象水準まで落ち込んだ世帯にも5万円支給（第2子以降は、3万円加算）、9月以降の支給に。

■妊婦を対象にしたPCR検査費用支援(上限2万円)。

令和2年4月10日から9月30日までの間にPCR検査を受けた妊婦の方。申請受付後、1～1.5ヵ月余りで給付が決定し振り込まれることに。

両親が新型コロナウイルスに感染した場合、一時保護所で子どもを受け入れる（職員付き添い）

■妊婦さんの休業に対する保障の制度があります

休業した妊婦さんの収入補償（会社1社に最大200万）5日～20日未満の人は25万円。20日以上の方は40万円助成。パート労働者も対象。1事業者5人までが対象です。

■京都市就労継続支援B型工賃補償補助

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生産活動収入が減少しており、一定の工賃の支払いが困難な場合に工賃を助成。対象：京都市内の美型事業所令和2年3月31日以前に事業所の指定を受け、現に事業を継続していること。交付要件：影響により収入が減少、数か月にわたり生産活動収入が得られないと見込まれる場合。

助成額：新型コロナウイルス感染症影響前の令和元年10～12月の1人当たりの平均工賃支給額に、生産活動収入の減少割合を乗じた額を利用者分助成。

助成対象期間：令和2年4月1日から令和2年9月30日までの利用にかかる工賃。

(3) 中小企業、小規模事業者、フリーランスなど個人事業者への支援

■持続化給付金…新型コロナで売上げが半減した全事業者対象

個人事業者やフリーランスに最大100万円、中小企業（法人）に最大200万円の給付金。

2020年1月から2020年12月のうち、売上げが2019年前年同月比で50%以上減少した月の売上げ×12カ月。前年度の売上げ（事業収入）－同月比で50%以上減少した月の売上げ×12カ月で算出。

なお、「新規開業特例（2019年に新規開業した事業者）」では、2020年の対象月の月間収入が、2019年の月平均の事業収入より50%以上減少している場合に給付対象になりました。

対象：中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者を対象に。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で事業収入を得ている法人個人の方が対象に。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などの法人も対象に。

*6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年1～3月に開業した事業者」の申請も可能になりました。

コールセンター：0120-115-570（毎日8:30～19:00）

電子申請が困難な方に、「サポート会場」があります（予約☎：0570-077-866）

■家賃支援給付金 申請受付が始まりました

対象：資本金10億円未満の企業、フリーランスを含む個人事業主。

要件：5月以降で1か月の売上げが前年同月比で50%以上減。または、5月以降、連続する3か月の売上げの合計が前年同期比30%減以上減ったことが条件。

支給内容：上限は法人600万円（6か月分）個人事業者300万円（6か月分）法人の場合、月の家賃7.5万円以下なら2/3が、以上なら超過分の1/3に50万円を足した額が給付される（1か月上限100万円）。個人事業者は、賃料が37.5万円以下なら2/3、以上なら超過分の1/3に25万円を足した額（1か月上限50万円）

*しかし、問題も・期間の設定に問題。5月～12月設定では、1～4月反映されない。5～7月30%減だと8月以降の支給に。

家賃支援給付金コールセンター0120-653-930（平日土日祝8:30～19:00）

■雇用調整助成金・給与の支払いに困ったら 京都府労働局 ☎075-256241-8339

○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置（4月1日～9月30日）

助成率：休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業4/5）、解雇せず雇用を維持した場合（中小企業助成率10/10）教育訓練実施の場合の加算（中小企業2400円）あり。

日額の上限は15000円、月額の上限は33万円。

生産指標要件：4月1日から9月30日までの間は1か月で5%減少。

事業所設置後1年以上を必要とする要件の緩和。申請書類の簡素化。

*4月1日以降の休業補償の8330円と第2次補正で決まった15000円との差額は追加支給されます。

*対象新規学卒者など6カ月未満の労働者も助成対象。

雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象。

*解雇せず雇用維持とは・・・休業等の初日が令和2年1月24日以降で賃金締め切り期間の末日まで解雇を行っていないこと。賃金締め切り期間の末日の時点の従業員数が1月24日から賃金締め切り期間の末日まで各月末時点の従業員数が平均の5分の4以上であること。

○特例措置のさらなる拡大

60%を超える高率の休業手当が支払われ、また休業等要請を受けた場合にも適用できるよう拡充。

拡充：休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10に。

：「一定の条件」を満たす場合、休業手当全体の助成率を特例的に10/10に。

「一定の条件」とは・・・休業要請を受けた中小企業が解雇などを行わず雇用を維持する場合、休業手当全体の助成率を特例的に10/10に。休業、または、営業時間の短縮に協力。労働者の休業に対し100%の休業手当を支払っている。8330円以上の休業手当を払っていること。1人1日8330円上限。

現行は、休業手当60%の内、雇調金54%+会社6%→休業手当100%の内、雇調金90%+会社10%。→さらに、現在は休業手当100%の内、雇調金94%+会社6%。

令和2年4月1日から6月30日までの間5%減少 1月24日以降のものに遡って適用

「労働保険料滞納」要件緩和。（保険料の後払いを認める）

○休業している労働者が直接申請できる支援金

「新型コロナ対応休業支援金」

対象は：小売業で資本金5000万円以下または常用雇用する労働者が50人以下、サービス業は5000万円以下または100人以下。正社員だけでなく契約社員やパート、アルバイト、技能実習生なども申請できます。

給付額：休業前のうち任意の3か月の合計賃金90日で割って算出した「日割り平均賃金」の8割（上限11000円）が休業した日数に応じて支給される。休業前の勤務が2か月しかない場合は60で割ります。

*協業手当を払っていないことを事業者「支給要件確認書」に記入してもらう必要があります。しかし事業者の協力が得られない事情を書けば、労働局が事業主に報告を求めます。

*同時に、本来休業手当を支払う事業主に助成する雇用調整助成金を使えば、コロナ特例

で1日15000円を上限に最大10割給付になります。

ハローワークへ申請。4月1日～9月30日までの休業が対象。

給付金コールセンター：0120-221-276

(月～金8:30～20:00 土日祝8:30～17:15)

○失業手当・・・90日～330日の場合によって60日延長。在職時の5～8割、上限は8330円。

■中小企業など支援 京都府の独自の制度

○「新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援補助金」(京都府)

・補助対象：京都府内の中小企業者、小規模事業者・個人事業者、商工団体等、病院（常時使用する従業員300人以下）、NPO

(1) 中小企業者等事業再出発支援補助金

感染防止対策：補助上限額10万円、補助率10/10

(2) 中小企業等緊急応援補助金・・・感染防止対策及び業務改善・売上向上

補助金上限・中小企業30万円（補助率1/2）小規模事業者など20万円（補助率2/3）

・補助対象経費：「新しい生活様式」に対応した感染防止のガイドラインの趣旨に沿った取り組み、業務改善、売上向上につながる取り組み。

・対象期間：令和2年4月1日から8月31日までの間に実施されたもの。

・受付期間・申請方法：6月16日から9月15日。郵送またはWEBで申請

申請・相談窓口：京都府事業再出発支援補助金センター ☎075-748-0303

平日9:00～17:00

○農林関係(京都府)

京都府農業改良普及センター・家畜保健衛生所・森林技術センターなど

上限20万円 補助率2/3 減収要件なし 6月15日に締め切られました

○文化芸術団体支援(京都府)

上限20万円 対象経費から市町村の補助金額を差し引いたうちの2/3を補助

減収要件なし 文化芸術関係者支援相談窓口 ☎075-414-5549

■「文化芸術活動の継続支援事業」(国)

これから公演などを行うフリーランスの芸術家・技術スタッフや、小規模団体に対して活動費を補助するもの。フリーランスは、けいこ場確保や研修資料費などを簡易な手続きで上限20万円まで補助、さらに動画配信など積極的なとりくみを計画すると150万円まで補助される。小規模団体には、感染対策を行い、動画の作成などをおこなう公演に対して150万円まで補助。

■医療関係支援

京都市・・・帰国者・接触者外来持つ病院に300万 陽性患者1人につき30万円。

一般病院、高齢者福祉施設、介護、障害者施設へ10万円から100万円の支援があります

国の慰労金・・・感染者が発生した日から6月30日までの間に、10日以上勤務した方が対象。

指定医療機関でコロナ患者の診療を行った医療従事者1人20万円、それ以外は1人10万円。一般の病院、診療所、訪問看護ステーションなどの医療従事者は1人5万円。

■各種の融資制度

○「京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金」(無利子・無保証料融資)

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化した中小企業者等への民間金融機関による実質無利子・無保証料となる制度融資の取り組みを開始(5月1日から開始)

実質無利子・無保証料となる方：個人事業主(売上高5%以上減少・・・保証料補給・全額、利子補給・当初3年間全額)。小規模・中規模事業者(売上高5%以上減少・・・保証料補給1/2、利子補給なし。売上高15%以上減少・・・保証料補給・全額、利子補給・当初3年間全額)。融資期間10年以内(据え置き期間5年以内)。融資使途：運転資金および設備資金。融資限度額3000万円。

適用期間：2020年5月1日～2020年12月31日まで。

信用保証協会：075-354-1011 中小企業緊急経営支援コールセンター 0120-555-182

- 新型コロナウイルス感染症特別融資・・・売上額が5%以上減などの方を対象に、中小事業3億円以内、国民事業6000万円以内を無担保融資。当初3年間は0.9%金利引き下げ。貸付機関は設備20年、運転15年(据え置き5年)。日本政策金融公庫：0120-154-505(平日)*個人事業者・フリーランス。小規模事業者(売り上げ以上15%減)。中小企業者(売り上げ20%以上減)の場合、3年間実質無利子に。

○信用保証制度による資金繰り支援

新型コロナウイルス対応緊急資金(普通補償、セーフティネット保証5号)

災害対策緊急資金(セーフティネット保証4号) 安心借り換え資金

*これらは京都市で認定を受け、金融機関か信用保証協会にて保証付き融資を申し込む

信用保証協会 ☎075-354-1011

*これらの(普通保証以外)制度融資について一定の条件を満たせば保証料・利子を減免。

■失業、内定取り消しで職を失った方・・・京都市は優先的に100人を雇用(臨時や非常勤雇用)、

- 大学生等を対象にした非常勤職員の臨時募集は、受付終了。

市内に在住する学生または市内の大学に通う学生。週1～2日で時給960円+交通費。

1日7時間45分。月額約6万円。70にん。特別給付金業務などの事務作業補助。

さらに、部活支援のためのバイト100人

- 京都市わかもの就職支援センター(就職相談) ☎075-746-5086

■解雇や給与カットを受けたとき・・・京都府労働局特別相談窓口(075-241-3212)、あるいは、京都総評労働相談センター(0120-376-060)

(4) 税や保険料、公共料金などの減免や納付猶予

■国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・市民税の減免

○国民健康保険料の減免できます・・新型コロナウイルス感染症の影響（2020年2月納期分～2021年3月納期分／8月末までの申請で全額が減免対象）

世帯主が重篤な傷病をおった場合や亡くなられた場合・・免除、

世帯主が事業等を廃止、失業（非自発的失業を除く）・・免除

世帯主の収入が、前年に比べて10分の3以上減少した場合・・減免

*一般減額・・8月末までの申請で、今年度の保険料の全額が減額対象。

世帯の所得見込みが言っていないか、もしくは大幅減少・・減額 直近3ヶ月の世帯の収入状況で判定

*非自発的失業者（会社都合による退職） 前年度所得3/10で計算

○介護保険料、後期高齢者医療保険料も減免になります

新型コロナウイルス感染症の影響で（2020年納期分～適用）

世帯主が重篤な傷病をおった場合や亡くなられた場合・・免除、

世帯主が事業等を廃止、失業（非自発的失業を除く）・・免除

世帯主の収入が、前年に比べて10分の3以上減少した場合・・減免

*介護保険料は、このほかに世帯の所得に応じた京都市独自の減免があります

○個人市府民税も、失業や所得減少で減免が受けられる場合があります。

- 納税の猶予の特例・・・2020年2月から納期限までの一定期間（1ヶ月以上）において前年同時期に比べ概ね収入が20%以上減少。一時に納税が困難場合。無担保+延滞税なしで1年猶予あり。納期限が2月1日以降のすべての税が対象。

*「個別の事情」がある場合。国税について、新型コロナウイルス発生にともない財産に相当の損失を受けた納税者、売り上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴税猶予、換価の猶予が認められることがあります。原則、1年間猶予。猶予期間中の延滞税の全部一部の免除。地方税においても同様措置を講じるよう政府が、地方自治体に要請しています。

*「個別の事情」とは・・・災害により相当な損失。ご本人またはご家族が病気にかかった場合。事業を廃止、及び休止した場合。事業に著しい損失を受けた場合。

- 納税申告・納付期限の延長・・所得税、個人事業者の消費税、贈与税。4月17日以降であっても、柔軟に確定申告を受け付けます。

- 固定資産税・都市計画税の減免・・2020年2月～10月のうち任意の連続した3ヶ月の収入の対前年度同期比減少率が30～50%未満の場合1/2減免。50%以上なら全額減免があります。特例（固定資産税ゼロ）の拡充・延長・・事業用家屋と構築物を対象に追加。

■国民年金保険料の免除・納付猶予

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少。所得が相当程度まで下がった場合。

簡易な手続きで申請が可能に。 対象期間:2020年2月～6月分まで(全額～1/4)。

申請に必要なもの:免除・納付猶予申請書。所得の申立書。

申請窓口:区役所の国民年金担当か年金事務所。郵送での提出の活用を。

■厚生年金保険料等の猶予

換価の猶予:一括納付により事業継続が困難になる場合など、一定の要件を満たす場合、原則1年以内の分割納付、延滞金の一部免除、差押え等の猶予が可能。猶予期間は最長2年延長可能。

納付の猶予：災害、病気、旧廃業などにより保険料納付が一時的に困難になった場合。原則1年以内の分割納付、延滞金の全部または一部免除、差押えなどの猶予が可能。猶予期間は最長2年延長可能。

申請期間・窓口：納期限から6ヶ月以内に、管轄の年金事務所へ。

■**電気・ガス料金の支払い猶予・生活福祉資金を活用しなおかつ、支払いが困難な場合**

支払いの猶予、支払い期日延長ができます。連絡は、関西電力や大阪ガスなど契約先へ。

■**住宅ローンなどの返済猶予**

政府は、金融機関に「返済猶予や条件変更」について、柔軟に対応するよう要請しています。

税金、保険料、公共料金、市営住宅など支払い猶予・減免、納付困難などの相談

- 市税 <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000266807.html>
- 府税 <http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/tokureiyuuyo.html>
- 国税 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
☎0120-527-363

○各種保険料納付が困難

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000268631.html>

○水道料金 <https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000267103.html>

○電話 https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/importanto/kinkyu02_000398.html

○電気・ガス <https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

○市営住宅家賃の減免や徴収猶予 ☎075-223-2701

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000267512.html>

○保育園登園自粛者等への利用者負担額（保育料）の還付 ☎075-251-2390

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000266679.html>

(5) **高齢者福祉施設及び障害福祉施設等における感染症防止対策支援**

- 高齢者福祉施設・・・075-213-5871(介護ケア推進課)
- 障害者福祉施設・・・075-222-4161(障害保健福祉推進室)
- 保護施設・・・075-251-1175(生活福祉課)

(6) **京都市の施設の使用料返却、キャンセル料は取らない 9月末まで**

はがき、FAX、メールを集中しよう

○京都市「いつでもコール」 ☎：075-661-3755 FAX：075-661-5855

○市長への手紙 ☎：075-222-3094 FAX：075-213-0286

https://sc.city.kyoto.lg.jp/multiform/multiform.php?form_id=20&ga=2.14557684.2146176143.1592182874-497065774.1473300509